資料1

一部機能の経過措置対象機能精査

目次

1. 本資料で討議・確認する取り組み対象

2. 一部機能の経過措置対象機能精査 ヒアリング結果のご報告

3. 標準仕様書改定に向けた討議（No.7）

1. 本資料で討議・確認する取り組み対象

1. 本資料で討議・確認する取り組み対象

資料1では令和9年1月末の仕様書改版に向けて、一部機能の経過措置対象機能の見直しについて討議いたします。

No.	取組内容	検討テーマ	討議内容	対応方針	仕様書等への反映時期
1	法令・制度改正への対応	法令・制度改正予定の仕様書への反映	老齢基礎年金への子に係る加算の創設	制度改正について、標準仕様書への影響を事務所で検討のうえ、必要に応じて改定標準仕様書を作成する（特に、年金制度の改正等）	令和9年1月末
8			20歳前障害基礎年金の所得制限等におけるひとり親控除額の引き上げ		
2	令和9年度以降の業務効率化に向けた事項	新規機能・帳票の追加	「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）	令和7年度から継続的に検討してきた事項、移行前後の差異を踏まえ、職員の業務効率化・省力化、国民の利便性向上に資する機能・帳票追加に向けた検討を行う	
3			標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法		令和9年度以降（※）
4			移行前後の機能差異に関する事項		
5			市町村からの照会事項の分析結果に基づく事項		
6			過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項		
7		デジタル庁から提示された取組方針への対応	一部機能の経過措置対象機能精査	デジタル庁から提示された取り組み方針全般に対して、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、調整方針に沿って標準仕様書を更新し、研究会にて報告	令和9年1月末

資料2にて討議

本資料の検討テーマ

（※）研究会の進捗状況を踏まえ、必要に応じて令和9年1月末の標準仕様書改定に反映する。

2. 一部機能の経過措置対象機能精査 ヒアリング結果のご報告

2. 一部機能の経過措置対象機能精査 ヒアリング結果のご報告

デジタル庁より示された「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討方針について」に基づき、未実装機能及び未実装帳票を「実装必須機能」として要件を維持する必要があるか質問しました。

検討の背景
• 令和8年4月3日にデジタル庁より各制度関係省庁宛に示された「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討方針について」に基づき、対象機能の取り扱いについて本研究会にて検討する。 • 制度改正への優先対応等による事業者のリソース及び開発期間の不足や、要件上の疑義等が影響し、現時点で一部の市区町村で導入されている標準準拠システムについて、83件の未実装機能、5件の未実装帳票が存在する。これらの機能に対し、事業者からの申請理由を踏まえ、実装しない場合の影響や運用回避策に関する妥当性・実現可能性のヒアリングを実施した上で、実装区分を「標準オプション機能」へと見直しが必要か協議を行う。 • 原則令和8年度中に検討し、令和9年1月末の標準仕様書に改定に反映する。

令和8年度のヒアリング結果
• 経過措置申請機能（未実装機能83件・未実装帳票5件）のうち、標準オプションとしても差し支えないと事務局側で判断した**未実装機能19件・帳票4件について、標準オプション機能**とする方針でよいか市区町村/ベンダー構成員にヒアリングを実施いたしました。 • ヒアリングの結果、**すべての機能で1つ以上の市区町村/ベンダーから実装必須のままを希望**する意見が挙げられました。 • ヒアリング内容を踏まえ、事務局の案としては、**機能ID：0260013、0260065、0260073の3機能は標準オプション機能へ実装区分を変更**とし、**残りの対象機能・帳票は引き続き実装必須機能で据え置く**こととしたいと考えております。

3. 標準仕様書改定に向けた討議（No.7）

3. 一部機能の経過措置対象機能 討議対象機能（事務局案）1/2

未実装機能・未実装帳票の実装区分に関するヒアリング回答の一覧と実装区分の事務局案について以下記載します。

機能ID	機能要件	実装必須	標準オプション	未回答 （見直し希望なし）	事務局案
0260013	国内協力者情報を登録・修正・削除・照会できること	自治体:0 ベンダー:1	自治体:4 ベンダー:3	自治体:1 ベンダー:2	標準オプション機能
0260065	出力した帳票をイメージ（PDF等）で保存できること ※発注者の制限ポリシーに基づきイメージファイルに印刷制限、編集制限等を設定できること	自治体:1 ベンダー:1	自治体:3 ベンダー:3	自治体:1 ベンダー:2	標準オプション機能
0260072	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について国民年金システムにて保持することで、被保険者の配偶者、世帯主情報を取得できること。なお、遡及免除申請などの対応を考慮し、申請期間に応じて審査対象となる（元）配偶者や（元）世帯主を必要に応じて特定できること	自治体:2 ベンダー:1	自治体:2 ベンダー:3	自治体:1 ベンダー:2	実装必須
0260073	住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること	自治体:1 ベンダー:0	自治体:3 ベンダー:4	自治体:1 ベンダー:2	標準オプション機能
0260107, 0260116, 0260154, 0260241, 0260251, 0260261, 0260270, 0260387	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること	自治体:3 ベンダー:0	自治体:1 ベンダー:4	自治体:1 ベンダー:2	実装必須
0260177	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	自治体:2 ベンダー:2	自治体:1 ベンダー:2	自治体:1 ベンダー:2	実装必須
0260199	所得情報について、未申告・無申告・他市区町村課税の判断を行い、それを確認できること ※未申告・無申告の基準 ・未申告：個人住民税システムの課税情報がなく、1月1日に自市区町村内に住民票が存在している。（他市区町村課税者を除く） ・無申告：個人住民税システムの課税情報がなく、1月1日に自市区町村内に住民票が存在しており、他住民の扶養に入っている。（他市区町村課税者を除く）	自治体:2 ベンダー:2	自治体:2 ベンダー:2	自治体:1 ベンダー:2	実装必須
0260219	所得情報について、未申告・無申告・他市区町村課税の判断を行い、それを確認できること ※未申告・無申告の基準 ・未申告：住民税システムの課税情報がなく、1月1日に自市区町村内に住民票が存在している。（他市区町村課税者を除く） ・無申告：住民税システムの課税情報がなく、1月1日に自市区町村内に住民票が存在しており、他住民の扶養に入っている。（他市区町村課税者を除く）	自治体:2 ベンダー:2	自治体:2 ベンダー:2	自治体:1 ベンダー:2	実装必須

3. 一部機能の経過措置対象機能 討議対象機能（事務局案）2/2

未実装機能・未実装帳票の実装区分に関するヒアリング回答の一覧と実装区分の事務局案について以下記載します。

機能ID	機能要件	実装必須	標準オプション	未回答 （見直し希望なし）	事務局案
0260302	報告が必要な異動を選択して、日本年金機構への報告に必要な以下の報告書を出力できること 国民年金関係報告書/国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	自治体:2 ベンダー:2	自治体:2 ベンダー:2	自治体:1 ベンダー:2	実装必須
0260365	所得情報の確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	自治体:2 ベンダー:1	自治体:2 ベンダー:3	自治体:1 ベンダー:2	実装必須
0260377	日本年金機構に所得情報を提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報を以下帳票に反映できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）/ 国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）/ 老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	自治体:2 ベンダー:2	自治体:2 ベンダー:2	自治体:1 ベンダー:2	実装必須
0260378	所得情報依頼に対し、被保険者および年金受給者の所得情報を収めた以下の帳票を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）/ 国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）/ 老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	自治体:2 ベンダー:2	自治体:2 ベンダー:2	自治体:1 ベンダー:2	実装必須

帳票ID	帳票名称	実装必須	標準オプション	未回答 （見直し希望なし）	事務局案
0260001	国民年金被保険者関係届書（申出書）	自治体:2 ベンダー:0	自治体:1 ベンダー:4	自治体:2 ベンダー:2	実装必須
0260010	国民年金関係報告書	自治体:1 ベンダー:1	自治体:2 ベンダー:3	自治体:2 ベンダー:2	実装必須
0260016	老齢・補足的老齢 年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	自治体:1 ベンダー:2	自治体:2 ベンダー:2	自治体:2 ベンダー:2	実装必須
0260017	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届	自治体:1 ベンダー:1	自治体:2 ベンダー:3	自治体:2 ベンダー:2	実装必須

3. 標準仕様書改定に向けた討議（No.7） 1/3

ヒアリング結果を踏まえた未実装機能の実装区分見直し案について、以下に記載します。

実装区分見直し対象機能（案）
■機能ID：0260013 国内協力者情報を登録・修正・削除・照会できること **■事務局のスタンス：** 実装区分：実装必須→**標準オプション機能へ変更容認** 理由：海外居住者が任意加入手続きを行う際に手続き等を代わりに行う国内協力者がいる場合、その者の情報管理の機能。 メモ機能等で代替できると思われ実装区分をオプションとしても影響は低いと思われる。 **■ヒアリング結果：** 実装必須:1件 標準オプション機能：7件 見直し希望なし：3件

実装必須の意見	標準オプション機能の意見（抜粋）
• 在外任意加入で国内協力者がいる場合は、国内協力者の管理が必要である。メモ機能等で管理を行うというのは、管理する方法であり機能としては必須と考える。	• 本市では、旧システムではメモ機能により代替運用していた。新システムでは専用の入力フォームが実装されているため利用しているが、仮に実装されていない場合でも、管理項目は概ね100文字以内であり、メモ機能による代替が可能と考える。また、在外任意加入の受付件数は通常の資格取得届と比べて多くなく（毎日受けるほどはない）、メモ入力による負担も大きくないと考える。 • 国内協力者情報は、メモ機能等で代替可能であると考える。そのため、当該機能は標準オプション機能とするべきであると考える。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案
• 事務局の見込みのとおり、メモ機能により代替運用しているという意見が多く挙げられたことを踏まえ、**標準オプション機能へ実装区分を変更する**ことで進めたい。 • 併せて、実装必須を求める意見に対応するために、被保険者のメモ情報の管理機能（機能ID：0260031）について、「要件の考え方・理由」欄に機能ID：0260013が実装されていない場合には、本機能を用いて国内協力者情報を管理する旨を追記する。

3. 標準仕様書改定に向けた討議（No.7） 2/3

ヒアリング結果を踏まえた未実装機能の実装区分見直し案について、以下に記載します。

実装区分見直し対象機能（案）
■機能ID：0260065 出力した帳票をイメージ（PDF等）で保存できること ※発注者の制限ポリシーに基づきイメージファイルに印刷制限、編集制限等を設定できること **■事務局のスタンス：** 実装区分：実装必須→**標準オプション機能へ変更容認** 理由：帳票データがイメージ保存されなくても、受付した帳票の情報はシステムに記録されるものと考えられ、実装区分をオプションとしても影響は低いと思われる。 **■ヒアリング結果：** 実装必須:2件 標準オプション機能：6件 見直し希望なし：3件

実装必須の意見	標準オプション機能の意見（抜粋）
• 利用しているシステムでは、出力した帳票をPDFで保存できるようになっている。	• 紙出力が可能な環境で、あえてその帳票を電子化して保管する意義は低いと考える。システム入力完了時点で、届出情報は更新されてシステム保管から電子進達へと流れると想定する。電子でなく紙進達だとしても紙出力出来るのであれば問題は生じない。 • [事務局のスタンス]と同じ意見。また、弊社には紙の帳票を保管しなければならない（イメージは不可）ユーザーもいる。すべての市町村にイメージ化のメリットがあるわけではないと考える。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案
すでに導入済の構成員からは実装必須意見が挙がったものの、本検討は、導入済のシステムに対して影響が及ぶものではない。また、帳票をイメージ化することが各市町村の運用と必ずしも合致しないとの意見等が挙げられたことから、**標準オプション機能へ実装区分を変更する**ことで進めたい。

3. 標準仕様書改定に向けた討議（No.7） 3/3

ヒアリング結果を踏まえた未実装機能の実装区分見直し案について、以下に記載します。

実装区分見直し対象機能（案）
■機能ID：0260073 住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること **■事務局のスタンス：** 実装区分：実装必須→**標準オプション機能へ変更容認** 理由：申請された内容を基に、住民記録システムの住民情報を参照することで確認は可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 **■ヒアリング結果：** 実装必須:1件 標準オプション機能：7件 見直し希望なし：3件

実装必須の意見	標準オプション機能の意見（抜粋）
• 現行の事務で使用している機能であり、住民異動情報を抽出したものに基づいて行っている事務が存在している。申請・届出に起因するもの以外でも特定の異動事由を抽出した一覧は必要である。	• 本市は標準化実施済みであるが、詳細な住基情報の確認には住基システムを使用している。ただし、年金業務の全案件において住基システムを確認する必要はなく、その使用頻度は限定的である。従前から住基システムを参照して業務を行っており、必ずしも年金システムで住基情報の全てが判別できる必要性が高いとは言い切れないと考えている。 • 申請に応じて必要な内容を確認する目的であれば、住民記録システムの住民情報を参照することで確認は可能である。そのため、当該機能を標準オプション機能にするべきと考える。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案
事務局の見込みのとおり、住民記録システムの情報を直接参照することで対応できるとの意見が多く寄せられたことを踏まえ、**標準オプション機能へ実装区分を変更する**ことで進めたい。

EOF